

議案第 36 号

財産の取得の変更について

市は、平成25年流山市議会第2回定例会で議決を経た財産の取得を次のとおり変更する。

平成27年2月27日提出

流山市長 井崎 義治

1 財産の表示

(1) 種 目 建物

(2) 所 在 流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業地内B62街区2画地

2 取得目的 (仮称)新市街地地区小中学校併設校校舎等の取得

3 取得金額 (変更前) 7,853,907,000円に独立行政法人都市再生機構による関連公共施設等整備費立替施行分に係る割賦利息相当額を加えた額

(変更後) 7,848,685,692円に独立行政法人都市再生機構による関連公共施設等整備費立替施行分に係る割賦利息相当額を加えた額

(変更による減額分) 5,221,308円

4 取得の相手方 千葉県流山市駒木176番地

独立行政法人都市再生機構

首都圏ニュータウン本部

つくば・千葉常磐担当推進役 海岸 茂美

参考資料

財産の取得の変更（確定）概要

1 取得金額の変更内訳 (単位：円)

区 分	変 更 前	変 更 後 (確定)
建設費	7, 487, 041, 000	7, 482, 064, 530 (建築工事 6,312,375,000) (機械設備工事 667,334,520) (電気設備工事 440,565,960) (ガス設備工事 61,789,050)
事務費	336, 917, 000	336, 692, 904
建設利息	29, 949, 000	29, 928, 258
合 計	7, 853, 907, 000	7, 848, 685, 692
	差 額	△5, 221, 308

上記のほかに、割賦利息相当額が加算される。

2 取得金額の変更内容

(仮称) 新市街地地区小中学校併設校建設の手法として活用した立替施行制度は、施設完成後に独立行政法人都市再生機構から市へ譲渡する旨の譲渡契約を概算額で締結し、工事完成後に校舎等譲渡代金確定契約で譲渡代金及び支払方法を確定するものである。

(1) 建設費について

建設費は、4, 976, 470円の減額となったものである。

(2) 事務費について

事務費は、建設費の4.5%と定められているため、建設費の減額により224, 096円が減額となったものである。

(3) 建設利息について

建設利息は、建設費の0.4%と定められているため、建設費の減額により20, 742円が減額となったものである。